



障害年金

障害年金とは・・・

病気やケガによって日常生活や就労が困難となった場合に受け取ることが出来る年金です。

障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金の2種類があります。加入する年金制度によって受け取る条件が異なります。



申請までに確認すること

初診日(=病気やケガで初めて医師に診察を受けた日)を確認する



保険料納付要件を満たしているか確認する

※納付要件を満たしているかどうかは、各種年金窓口にて確認できます



障害認定日(=初診日から1年6か月経過した日)を確認する

※障害状態が続く場合、症状が固定が認められた日が障害認定日です



障害等級に該当するかを確認する

障害年金を受け取るための条件

	項目	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	初診日	65歳未満であること (老齢基礎年金繰り上げ受給者は除外)	厚生年金の加入者であること
	障害状態	障害認定日に障害等級表1～2級に該当すること	障害認定日に障害等級表1～3級に該当すること
	保険料	保険料納付済み期間の合計が3分の2以上あること	
手続きの窓口		各市区町村の国民年金課	年金事務所

障害年金の対象となる障害の例

・ 眼の障害	・ 神経系統の障害	・ 高血圧症による障害
・ 聴覚の障害	・ 呼吸機疾患による障害	・ 血液・造血器疾患による障害
・ 鼻腔機能の障害	・ 心疾患による障害	・ その他の疾患による障害
・ 平衡機能の障害	・ 腎疾患による障害	・ 重複障害
・ そしゃく、嚥下の障害	・ 肝疾患による障害	・ 精神の障害
・ 音声または言語機能の障害	・ 代謝疾患による障害	
・ 肢体の障害	・ 悪性新生物による障害	

必要書類等はこちらです↓↓↓

必要な物	
①主治医の診断書	障害の種類によって書式が異なります
②初診日に関する証明書 【受診状況等証明書】	請求時の通院先と、初めて治療を受けた医療機関が異なる場合に必要となります
③病歴・就労状況等申立書	本人または家族等が書く書類で、日常生活の状況等を記入します
④その他	年金手帳、戸籍謄本、住民票写し、預金通帳、所得証明書等が必要となります



診断書の作成については
主治医に直接ご相談ください



患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年6月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。